豊田中だより

令和５年７月１４日（金）
７　月　号
横浜市立豊田中学校

〒244-0815　横浜市戸塚区下倉田町９５０番地　☏　０４５－８６４－８６４０

夏到来！　長期の休みを有意義に使いましょう

校長　小佐野和人

６月下旬より暑い日が続いていますが、生徒達は元気に登校し、授業や学級活動、委員会活動や部活動に一生懸命取り組んでいます（教室での授業はエアコンがあるから少しは・・・）。年々、暑さも厳しくなってきています。熱中症など、体調にはくれぐれも気をつけてほしいと思います。６月の体育祭では、久しぶりに保護者皆様の人数制限もなく、また地域代表の方や小学校校長先生もお呼びして実施することが出来ました。５月に実施した各学年の校外行事や、学校全体での体育祭だからこそ身につく力や、仲間の新たな発見等があったと思います。今後の学校生活等に活かしてください。

７月に入り、全国的にコロナの状況がよくありません。ニュースからも、「第９波！！」という言葉をよく聞くようになり心配です。自分や家族、周りの人達の体調や命を守るためにも、今一度手洗い・消毒等をしっかりと行っていきましょう。夏休み中は、ニュース等の情報を聞き、判断し、行動し健康管理に努めてください。

また、最近温暖化の影響からか、地震や大雨(雹(ひょう)が降ってくるニュースもありました）等の自然災害も各地で起こっています。集中豪雨による被害など、ニュース等で皆さんも知っていると思います。今、自然界では我々人間の予想をはるかに超える事が現実に起こっています。自然の驚異や恐ろしさを知り、身近な事として捉え、万が一に備えて色々な準備をしておくことも必要です。

さて、もうすぐ夏休みに入ります。生徒の皆さんは、部活動や宿題、家の手伝い等、やることがたくさんあると思いますが、普段の学校生活とは違った時間の流れの中で、のんびりと過ごせる日も多いかと思います。「夏休み一日一日を計画的に生活すること」ができれば最高ですが、そう計画通りには進まず、誘惑に負け、予定を変更し遊んでしまったという日もあるかもしれません。でも、あなたにとってなんとなく遊んでしまった“その日”が、実はその日にしか経験できない“大切な１日”なのです。あっ、やってしまった・・と後悔しても、“その日”に戻ることは残念ながらできません。だからこそ、やはり夏休みのような長い期間の休みは、「計画をしっかりと意識し、実行する」ことを目指して欲しいのです。長い休みだからこそ、取り組める事もあるのではないですか？ぜひ、普段できない事（苦手な教科の復習・趣味など）に取り組んでみましょう。では、夏休み明けの集会で元気に会いましょう。

保護者・地域の皆様には、日頃より学校へのご理解・ご協力いただき感謝しています。21日より子ども達は家庭そして地域へと戻ります。今まで同様、あたたかく見守って頂きたいと思います。

第51回体育祭

「体育祭を終えて」

担当職員

今年度の体育祭は気温や湿度を考慮し、昨年度の反省も踏まえて開始時刻を三十分早め、半日開催で行いました。また、四年ぶりに来賓の方々を招待し、保護者参観を実施することができたことで、たくさんの保護者の前で体育祭を行うことができました。

当日は天候も次第に良くなり、生徒たちが精一杯自分の力を出し切ることができ、無事に体育祭を終えることができました。来賓の方々や保護者の方々からは「久しぶりに中学生の元気な姿を見ることができてよかった。」や「やっと子供の頑張っている姿を見ることができた。」などの声が届きました。

来年度に向けてどのように開催できるか、最善の策を学校全体で考え、生徒たちの頑張る姿を伝えられるように指導していきたいと思います。

自転車運転者講習を知っていますか？

次のような危険な運転を３年のうちに2回以上繰り返すと「自転車運転者講習」の受講を命じられます。14歳以上が対象ですが、自転車による重大な事故が発生しています。自転車を運転する時、歩行の際には、必ず周りを確認し、十分に気をつけましょう。

2023年４月１日より、道路交通法の改正により自転車を利用するすべての人はヘルメットの着用が努力義務となりました。

①信号無視	②通行禁止	③歩行者用道路での徐行違反
④通行区分違反	⑤路側帯での通行方法違反	⑥遮断踏切への立ち入り
⑦交差点優先車妨害	⑧右折車の注意義務違反	⑨環状交差点安全進行義務違反
⑩一時不停止	⑪歩道での通行方法違反	⑫制動装置不備自転車の運転
⑬酒酔い運転	⑭安全運転義務違反	

※生徒用「夏休みを迎えるにあたって」のプリントは、7月20日（木）に配付いたします。
ご家庭でお子様と一緒にご確認ください。

夏季休業中「学校閉庁期間」について

学校閉庁日は日直を置かない日のことであり、学校閉庁期間中は学校への電話に対応することができません。この期間中は、留守電の対応とさせていただきます。緊急の場合に限り、本校を所管している「南部学校教育事務所指導主事室」への連絡をお願いします。

なお、緊急事案の内容によっては、警察や児童相談所等の関係機関への連絡をお願いいたします。

豊田中学校閉庁期間	８月９日(水)～１６日(水)		
緊急の場合のみの連絡先	南部学校教育事務所指導主事室	８４３－６４０８	
		(平日　８：３０～１７：１５)	
戸塚警察署	８６２－０１１０	栄警察署	８９４－０１１０
南部児童相談所	８３１－４７３５		

教職員の働き方改革の取組へのご理解・ご協力のお願い（横浜市教育委員会より）

＜児童生徒一人ひとりを大切にした教育活動の充実に向けて＞

保護者の皆様には、日頃より横浜の教育にご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

教育委員会及びPTA連絡協議会では、児童生徒一人ひとりを大切にした教育活動を充実させるため、教職員が本来業務である授業準備や児童生徒の支援に専念し、元気に笑顔で児童生徒の前に立ち続けられるよう、学校と一緒に様々な取組を進めています。

そのような中で、現在の課題として、

- ○ ICTを効果的に活用した授業の展開など教育活動を更に充実させるために教職員自身の学ぶ時間が必要
- ○ 過労死ラインである時間外勤務月80時間を2か月連続で超えてしまった教員が令和3年度2,798人
- ○ 35人学級の実施等に伴い教員数を増やす必要がある一方で、全国と同様、横浜市の教員採用試験の受験者数も小中学校では年々減少傾向

であると認識しています。学ぶ時間の確保、教職員一人ひとりの心身の健康、そして教員という職業の一層の魅力向上などの観点から、今の働き方を改善していく必要があります。

そのためには、教職員は、遅くとも19時には退勤できるよう計画的に業務に取り組むほかに、各学校では、児童生徒や保護者・地域の状況に十分配慮して、次のような取組を実施・検討しています。

【取組例】
- ・ 年間の授業時間数を確保した上で、日々の時間割や年間予定の工夫
- ・ 運動会や文化祭、宿泊行事など、学校行事の見直し
- ・ 顧問教員に代わって部活動指導員が単独で技術指導や引率を実施することや、部活動ガイドラインを守った活動の徹底
  （活動日数：平日4日、土日1日、活動時間：平日2時間、土日3時間程度） など

教育委員会とPTA連絡協議会は、地域・家庭・学校が協力して児童生徒一人ひとりを大切にした教育活動を充実させてまいります。保護者の皆様におかれましては、教職員の働き方改革の取組について、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。